

北庄内合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第19条第2項の規定により、北庄内合併協議会の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 規約第7条第1項第3号の委員に対してのみ報酬を支給することとし、その額は、日額5,700円とする。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が協議会の職務を行うため旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 前条に定めるもののほか、協議会委員等に支給する旅費については、北庄内合併協議会の会長の属する市町の例により支給するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月27日から施行する。

別表(第3条関係)

日 当 (1日につき)	車 賃 (1kmにつき)	宿 泊 料 (1泊につき)
2,600円	37円	13,100円